

就労系サービスの訓練等給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)の取扱いについて

該当する事業所が提出

○就労継続支援 B 型事業所 (既指定の全ての事業所)

報酬改定後の人員配置区分 (勤務形態一覧含む)、平均工賃月額を届け出て下さい。

○報酬改定に伴い、基本報酬の区分に変更が生じた場合

就労移行 : 就労定着率区分
 就労 A 型 : 評価点区分
 就労定着 : 就労定着率区分

※ 基本報酬の区分変更は、年間で原則 4 月のみの受付としておりますので、届出もれがないようご注意ください。

○前年度実績等により 4 月から変更が生じた場合

就労移行 : 移行準備支援体制加算
 就労 A 型 : 重度者支援体制加算
 就労 B 型 : 重度者支援体制加算
 就労定着 : 就労定着実績体制加算

※ 令和 5 年度に加算を算定しており、令和 6 年度に加算を算定しない場合も取り下げの届出をして下さい。

○報酬改定に伴い、加算要件等が変更、新設された項目を算定等する場合

就労 B 型 : 目標工賃達成指導員配置加算、目標工賃達成加算
 全ての就労系事業所 : 視覚・聴覚等支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算

※ 令和 5 年度に加算を算定しており、令和 6 年度に加算を算定しない場合も取り下げの届出をして下さい。

※ 食事提供体制加算に関しては、令和 5 年度に加算を算定しており、要件が揃うため引き続き令和 6 年度も算定を行う場合、改めての届出は不要とします。ただし、要件が揃っていることがわかる資料を必ず事業所に保管しておいて下さい。新規で食事提供体制加算を算定する場合は、下記スケジュールで届出を行って下さい。

新年度の提出期限

全ての加算届

4 月 15 日 (月) までに提出 → 4 月からの届出に応じた報酬単価で算定

4 月 30 日 (火) までに提出 → 4 月からの届出に応じた報酬単価で算定

※ ただし、4 月 16 日以降に届け出た場合、国保連データへの反映は 5 月以降となるため、4 月報酬算定分については、6 月にまとめて請求をお願いします。

なお、処遇改善加算 (通常分) を令和 6 年度に算定される場合 (R 5 からの継続含む) は、4 月 15 日 (月) までに提出して下さい。4 月 16 日以降に提出された場合は、通常ルール (月末まで提出で翌々月算定となります) での算定となります。

※ R 6.4 ~ 就労定着も対象となります。

令和6年度就労系サービスについて(主な変更点)

(1) 就労系サービスにおける共通的事項

①地域区分の変更

令和6年度は県内該当なし。

②就労選択支援

- ・制度開始は令和7年10月1日予定。
- ・まずは就労継続支援B型の利用申請前に、原則として当該制度を利用することが必要となる。
- ・就労選択支援事業所の県指定に係る申請は 令和7年度に受付予定。

③視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充(対象:移行、A、B)

- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算Iの新設
該当障害者が利用者数の2分の1以上かつ、専門性を有する職員を利用者の数を40で割った数以上配置

④高次脳機能障害者支援加算の新設(対象:移行、A、B)

- ・該当障害者が利用者数の100分の30以上かつ、養成研修を修了した職員を事業所に50:1以上配置した上で、その旨を公表場合加算

⑤食事提供体制加算の要件の見直し(対象:移行、A、B)

- ・下記ア～ウが要件に追加
 - ア 管理栄養士又は栄養士による献立作成もしくは確認
 - イ 利用者ごとの摂食量記録
 - ウ 利用者ごとの体重・BMIを6月に1回記録

⑥虐待防止措置・身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算の適用(対象:就労系全サービス(身体拘束は定着対象外))

- ・担当者の未設置、計画・記録未作成、年1回の委員会、研修の未実施等に際し適用

⑦情報公表未報告減算の適用(対象:就労系全サービス)

- ・WAMNETに必要情報が報告されていない場合、減算適用

⑧処遇改善加算等の取扱(対象:就労系全サービス)

- ・令和6年2月～5月は別途臨時特例交付金あり。
- ・令和6年6月から加算を4段階に1本化。

⑨施設外支援の個別支援計画の見直し期間の変更(対象:移行、A、B)

- ・施設外支援について、個別支援計画の必要な見直しを、1週間から1ヶ月に変更。

⑩就労支援員、定着支援員の要件追加(対象:移行、定着)

- ・就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を令和7年度から必須とする。(令和9年度まで経過措置あり)

⑪緊急時受入加算、集中的支援加算の新設(対象:移行、A、B)

(2) 就労移行支援

①地域連携会議実施加算の設定

- ・支援計画会議実施加算から名称変更。

- ・実施加算（Ⅱ）は、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、職業指導員、生活支援員、就労支援員が会議に出席する場合に算定。
- ・加算（Ⅰ）（Ⅱ）合わせ1月につき1回かつ1年につき4回を限度に算定可。

（3）就労継続支援A型

- ・基本報酬におけるスコア方式

<労働時間>

- ・4時間半以上の労働時間に対する評価点が+10点上昇
- ・通常の事業所に雇用されている利用者で、一時的にA型を利用している者は対象から除く。

<生産活動収支>

- ・前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価（減点あり）。

<多様な働き方>

- ・評価項目について規程等で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて3段階評価。

<支援力向上>

- ・各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて3段階評価。

<地域連携活動>

- ・変更なし

<経営改善計画>

- ・経営改善計画を期限までに未提出の場合－50点

<利用者の知識・能力の向上>

- ・前年度にA型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表している取組みが1以上ある場合+10点

（4）就労継続支援B型

- ① 報酬単価の見直し（平均工賃月額に応じた報酬体系）
平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げ
- ② 人員配置6：1の報酬体系の創設
- ③ 短時間利用減算の新設（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系のみ）
・利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算。ただし、やむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外。
- ④ 目標工賃達成指導員配置加算の要件見直し
人員配置6：1かつ目標工賃達成指導員を常勤換算で1以上配置した場合に加算
- ⑤ 目標工賃達成加算の新設
④を算定の上、県が作成する工賃向上計画に基づき、事業所が作成した工賃向上計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算。

なお、当該工賃目標は、前年度の事業所の平均工賃月額に前々年度のB型の全国平均工賃月額と前々々年度のB型の全国平均工賃月額との差額を加えて得た額（当該額が前年度におけるB型における平均工賃月額を下回る場合は、当該前年度のB型事業所の平均工賃月額）以上でなければならない。

- ⑥ 平均工賃月額算定方法の見直し
- ア 前年度における工賃支払総額を算出
 - イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
前年度の延べ利用者数 ÷ 前年度の年間開所日数
 - ウ 前年度における工賃支払総額（ア） ÷ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（イ） ÷ 12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

(5) 就労定着支援

- ① 基本報酬考え方の見直し
就労定着率のみに応じた報酬体系に変更
- ② 地域連携会議実施加算の設定
- ・ 定着支援連携促進加算から名称変更。
 - ・ 実施加算（Ⅱ）は、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、就労定着支援員が会議に出席する場合に算定。
 - ・ 加算（Ⅰ）（Ⅱ）合わせ1月につき1回かつ1年につき4回を限度に算定可。
- ③ 支援体制構築未実施減算の適用
下記措置を講じていない場合に減算
- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選定
 - ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成・保存
- ④ 実施主体の追加
障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加
- ⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施
本体施設のサービス提供に支障がない場合、移行の職業指導員等の直接処遇職員が定着に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間を含める。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和7年10月1日施行）

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

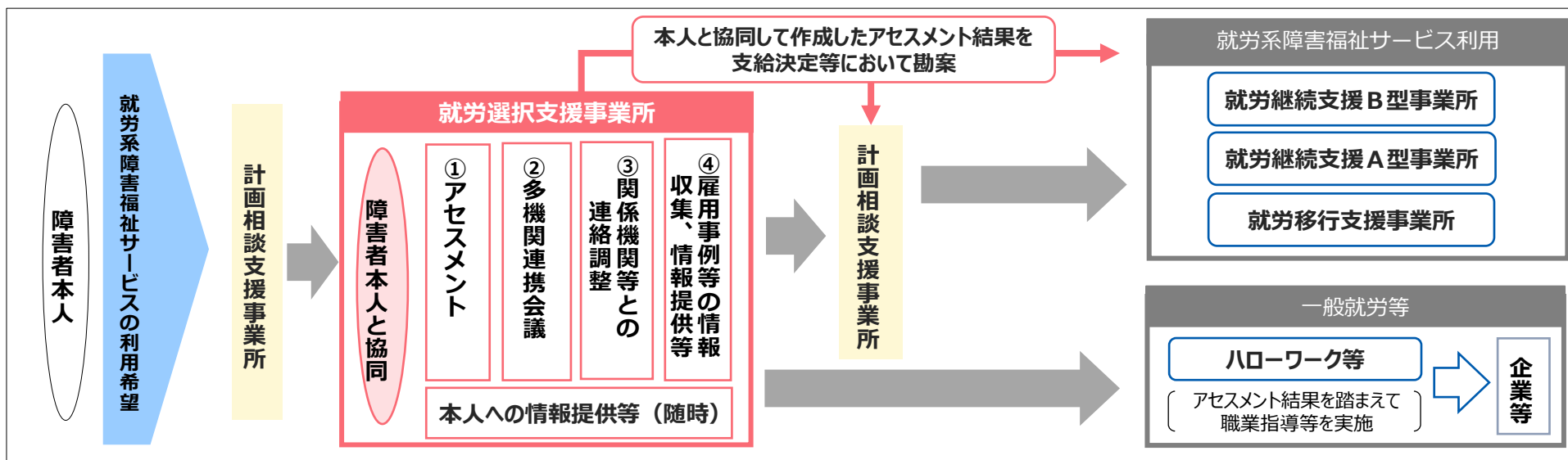
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

- **就労選択支援員** 15：1以上
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
 - ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- 利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位/回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【見直し後】

【地域連携会議実施加算】(Ⅰ)583単位/回

- ・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)408単位/回

- ・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

- 経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。
 - ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
 - ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
 - ・ 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
 - ・ 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
 - ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	-20点～60点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～15点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～15点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	-50点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～10点で評価

就労継続支援 B 型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「6：1」の報酬体系を創設。

(1) 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	高工賃の事業所 を更に評価	従業員配置 6 : 1 (新設) 定員20人以下の場合
4.5万円以上	↑ 引上げ 単価	平均工賃月額
3.5万円以上4.5万円未満		基本報酬
3万円以上3.5万円未満		4.5万円以上 837単位/日
2.5万円以上3万円未満		3.5万円以上4.5万円未満 805単位/日
2万円以上2.5万円未満		3万円以上3.5万円未満 758単位/日
1.5万円以上2万円未満		2.5万円以上3万円未満 738単位/日
1万円以上1.5万円未満		2万円以上2.5万円未満 726単位/日
1万円未満		1.5万円以上2万円未満 703単位/日
	↓ 引下げ 単価	1万円以上1.5万円未満 673単位/日
		1万円未満 590単位/日
		+
		【目標工賃達成加算】(新設) 10 単位/日
		目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。
		重度者支援体制加算(現行) 22~56単位/日

(2) 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

従業員配置 7.5 : 1 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
	20人以下
	【見直し後】 530単位/日
+ 従業員配置 6 : 1 (新設) 定員20人以下の場合	
定員	基本報酬
20人以下	584単位/日
+	
ピアサポート実施加算(現行) 100単位/月	
地域協働加算(現行) 30単位/日	
重度者支援体制加算(現行) 22~56単位/日	
【短時間利用減算】(新設) 所定単位数の70%算定	
利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合(個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外)	

平均工賃月額の算定方法の見直し

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

$$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12 \text{ 月}$$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労定着支援の充実

基本報酬の設定等

- **実施主体の追加**
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。
- **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
 - ・ 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。
- **就労定着率のみを用いた報酬体系**
 - ・ 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

利用者数
20人以下
21人以上40人以下
41人以上



就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満



【見直し後】 ※利用者数は加味せず

就労定着率
9割5分以上
9割以上9割5分未満
8割以上9割未満
7割以上8割未満
5割以上7割未満
3割以上5割未満
3割未満

【支援体制構築未実施減算】 【新設】
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【定着支援連携促進加算】 579単位/回
(1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】 (Ⅰ) 579単位/回

- ・ 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】 (Ⅱ) 405単位/回

- ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・19

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・・・・・・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・22
- (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
- (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・27

3 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	28
(2) 短期入所	34
4 施設系・居住支援系サービス	
(1) 施設入所支援	36
(2) 共同生活援助	41
(3) 自立生活援助	45
5 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練）	47
(2) 自立訓練（生活訓練）	49
6 就労系サービス	
(1) 就労移行支援	50
(2) 就労継続支援A型	52
(3) 就労継続支援B型	52
(4) 就労定着支援	55
(5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項	57
(6) 就労選択支援	59
7 相談系サービス	
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	62
8 障害児支援	
(1) 児童発達支援	73
(2) 放課後等デイサービス	87
(3) 居宅訪問型児童発達支援	91
(4) 保育所等訪問支援	92
(5) 福祉型障害児入所施設	95
(6) 医療型障害児入所施設	100

第3 終わりに 101

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

[訪問系サービス]	104
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	109
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	

[施設系・居住支援系サービス]	134
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	142
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	144
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
就労選択支援サービス費	
[相談系サービス]	159
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	161
児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	177
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 福祉・介護職員等処遇改善加算について	186
別紙3 地域区分について	188
別紙4 重度障害者支援加算の拡充	190
別紙5 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について	193
別紙6 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	197
別紙7 児童発達支援センターの一元化	203

《個別計画訓練支援加算の見直し》

個別計画訓練支援加算（Ⅰ） 47単位／日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ （略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- ・ 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

《日中支援加算の見直し》

5の2 日中支援加算 270単位／日

[現 行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 就労系サービス

(1) 就労移行支援

① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- ・ 運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

[現 行]

就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

[見直し後]

就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

② 支援計画会議実施加算の見直し

- ・ 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

《支援計画会議実施加算の見直し》

[現 行]

○ 支援計画会議実施加算 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[見直し後]

○ 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

○ 地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408単位／回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度と

する。

(2) 就労継続支援A型

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直すとともに、通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。

- ・ 事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- ・ 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- ・ 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- ・ 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- ・ 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

→「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」（別紙6）参照

(3) 就労継続支援B型

① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- ・ 工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。
- ・ 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直し、短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。
- ・ 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置6：1の報酬体系を創設する。
- ・ 6：1の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件を見直すとともに、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。

→「就労継続支援B型の基本報酬について」（別紙1）参照

《短時間利用減算【新設】》（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系） 所定の単位数の70/100算定

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

《目標工賃達成指導員配置加算の見直し》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）
[現 行]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員	報酬単価
20人以下	89単位
21人以上40人以下	80単位
41人以上60人以下	75単位
61人以上80人以下	74単位
81人以上	72単位

[見直し後]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

利用定員	報酬単価
20人以下	45単位
21人以上40人以下	40単位
41人以上60人以下	38単位
61人以上80人以下	37単位

81人以上

36単位

《目標工賃達成加算【新設】》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

10単位／日

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

② 平均工賃月額の算定方法の見直し

事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、通知を改正し、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法の見直し》

[現 行]

① 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ウ)により1人当たり平均工賃月額を算出

※ ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

② 平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、平均工賃月額の算出から以下の場合には、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。

・ 月の途中において、利用開始又は終了した利用者

・ 月の途中において、入院又は退院した利用者

・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者(利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外)

③ また、以下の場合には、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。

・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者

・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

[見直し後]

前年度の平均工賃月額算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※ 現行の②・③の算定方法は廃止する。

(4) 就労定着支援

① 就労定着率のみを用いた報酬設定

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

→「就労定着支援の基本報酬について」(別紙1) 参照

② 定着支援連携促進加算の見直し

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

《定着支援連携促進加算の見直し》

[現 行]

○ 定着支援連携促進加算 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[見直し後]

○ 地域連携会議実施加算 (I) 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定

着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

○ 地域連携会議実施加算（Ⅱ）405単位／回

関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

③ **支援終了の際の事業所の対応**

就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について減算を設ける。

《支援体制構築未実施減算【新設】》

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

④ **実施主体の追加**

障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加する。

⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、通知を改正し、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

《就労移行支援事業所等との一体的な実施》

[現 行]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできない。

[見直し後]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

(5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項

① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価（就労継続支援A型・就労継続支援B型）

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額
の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・自立訓練）

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）

地方公共団体の事務負担軽減のため、通知を改正し、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

④ 基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

《就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し》

○ 就労支援員の人員基準

[現 行]

就労支援員について、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

[見直し後]

就労支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

○ 就労定着支援員の人員基準

[現 行]

就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

[見直し後]

就労定着支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が

行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

⑤ **施設外支援に関する事務処理の簡素化（就労移行支援及び就労継続支援A型・就労継続支援B型）**

施設外支援について、通知を改正し、1ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。

《施設外支援の要件の見直し》

[現 行]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

[見直し後]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1ヶ月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

(6) **就労選択支援**

① **サービスの対象者**

令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとする。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することとする。

② **実施主体の要件**

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援

- 助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等
- ・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

③ 従事者の人員配置・要件

- ・ 就労選択支援事業所には、事業所ごとに、管理者及び常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合（利用者数の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る。）は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務できることとする。
- ・ 就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ・ また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- ・ なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
- ・ 個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

④ 就労選択支援の基本プロセス

- ・ 事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。
- ・ 事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めるものとする。
- ・ 事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。
- ・ 事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

⑤ 支給決定期間

- ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- ・ また、就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。

⑥ 特別支援学校における取扱い

より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとする。この場合、多機関連携会議の開催、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等の協力を求めることができることとする。

⑧ 中立性の確保

- ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には減算を設けることとする。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。

《特定事業所集中減算【新設】》 200単位/月

- ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならないこととする。
- ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りが無いよう多機関連携会議を開催する

こととする。

⑨ 計画相談支援事業との連携・役割分担

指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。

⑩ 基本報酬・加算の設定

ア 基本報酬の設定

就労選択支援の基本報酬は、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

《就労選択支援サービス費の設定【新設】》

就労選択支援サービス費（1日につき） 1,210単位

イ その他の加算と減算の設定

① 加算

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算

② 減算

虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算

7 相談系サービス

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

※ 以下の見直し内容①～⑨は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

<p>へ 基準該当生活訓練サービス費</p> <p><u>690 単位</u></p> <p>≪就労系サービス≫</p> <p>第1 就労移行支援</p> <p>就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,210 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>1,020 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>879 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>719 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>569 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>519 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>479 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,055 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>881 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>743 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>649 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>524 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>466 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>432 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,023 単位</u></p>	<p>へ 基準該当生活訓練サービス費</p> <p><u>665 単位</u></p> <p>≪就労系サービス≫</p> <p>第1 就労移行支援</p> <p>就労移行支援サービス費（1日につき）</p> <p>イ 就労移行支援サービス費（I）</p> <p>(1) 利用定員が20人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,128 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>959 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>820 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>690 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>557 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>507 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>468 単位</u></p> <p>(2) 利用定員が21人以上40人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,035 単位</u></p> <p>(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満 <u>863 単位</u></p> <p>(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満 <u>725 単位</u></p> <p>(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満 <u>631 単位</u></p> <p>(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満 <u>506 単位</u></p> <p>(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満 <u>448 単位</u></p> <p>(七) 就職後6月以上定着率が0 <u>414 単位</u></p> <p>(3) 利用定員が41人以上60人以下</p> <p>(一) 就職後6月以上定着率が5割以上 <u>1,003 単位</u></p>
--	--

(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>857 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>838 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>711 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>693 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>614 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>596 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>515 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>497 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>446 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>428 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>413 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>395 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>968 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>948 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>816 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>797 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>664 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>646 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>562 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>544 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>494 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>476 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>418 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>400 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>387 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>369 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>935 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>915 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>779 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>760 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>625 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>607 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>516 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>498 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>478 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>460 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>392 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>374 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>364 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>346 単位</u>
□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)		□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	

(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>756 単位</u>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>736 単位</u>
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>644 単位</u>	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>625 単位</u>
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>553 単位</u>	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>535 単位</u>
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>468 単位</u>	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>450 単位</u>
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>381 単位</u>	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>363 単位</u>
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>348 単位</u>	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>330 単位</u>
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>323 単位</u>	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>305 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>699 単位</u>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>679 単位</u>
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>587 単位</u>	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>568 単位</u>
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>495 単位</u>	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>477 単位</u>
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>433 単位</u>	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>415 単位</u>
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>351 単位</u>	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>333 単位</u>
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>313 単位</u>	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>295 単位</u>
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>291 単位</u>	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>273 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>665 単位</u>	(一) 就職後6月以上定着率が5割以上	<u>645 単位</u>
(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>560 単位</u>	(二) 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満	<u>541 単位</u>
(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>464 単位</u>	(三) 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満	<u>446 単位</u>
(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>402 単位</u>	(四) 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満	<u>384 単位</u>
(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>338 単位</u>	(五) 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満	<u>320 単位</u>
(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>295 単位</u>	(六) 就職後6月以上定着率が0割超1割未満	<u>277 単位</u>
(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>272 単位</u>	(七) 就職後6月以上定着率が0	<u>254 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	

(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>658 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>638 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>554 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>535 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>453 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>435 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>384 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>366 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>338 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>320 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>286 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>268 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>266 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>248 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>653 単位</u>	(一) 就職後 6 月以上定着率が 5 割以上	<u>633 単位</u>
(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>545 単位</u>	(二) 就職後 6 月以上定着率が 4 割以上 5 割未満	<u>526 単位</u>
(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>439 単位</u>	(三) 就職後 6 月以上定着率が 3 割以上 4 割未満	<u>421 単位</u>
(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>363 単位</u>	(四) 就職後 6 月以上定着率が 2 割以上 3 割未満	<u>345 単位</u>
(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>337 単位</u>	(五) 就職後 6 月以上定着率が 1 割以上 2 割未満	<u>319 単位</u>
(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>277 単位</u>	(六) 就職後 6 月以上定着率が 0 割超 1 割未満	<u>259 単位</u>
(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>258 単位</u>	(七) 就職後 6 月以上定着率が 0	<u>240 単位</u>
第 2 就労継続支援 A 型		第 2 就労継続支援 A 型	
就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 A 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）		イ 就労継続支援 A 型サービス費（I）	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>791 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>724 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>733 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>692 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>701 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>676 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>666 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>655 単位</u>

(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>533 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>527 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>419 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>413 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>325 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>319 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>710 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>643 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>656 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>615 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>626 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>601 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>594 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>583 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>474 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>468 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>373 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>367 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>288 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>282 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>672 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>605 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>619 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>578 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>590 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>565 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>558 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>547 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>445 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>439 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>350 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>344 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>271 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>265 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>660 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>593 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>609 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>568 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>580 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>555 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>547 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>536 単位</u>

(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>438 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>432 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>344 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>338 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>266 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>260 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>641 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>574 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>588 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>547 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>559 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>534 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>529 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>518 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>422 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>416 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>333 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>327 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>252 単位</u>
□ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)		□ 就労継続支援 A 型サービス費 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が 20 人以下		(1) 利用定員が 20 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>727 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>660 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>671 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>630 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>641 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>616 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>608 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>597 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>486 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>480 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>382 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>376 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>296 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>290 単位</u>
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下		(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>655 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>588 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>604 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>574 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>549 単位</u>

(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>543 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>532 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>432 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>426 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>341 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>335 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>264 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>258 単位</u>
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>613 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>546 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>563 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>522 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>535 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>510 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>505 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>494 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>403 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>397 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>318 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>312 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>246 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>240 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>602 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>535 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>552 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>511 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>524 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>499 単位</u>
(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>495 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>484 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>394 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>388 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>311 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>305 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>241 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>235 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>583 単位</u>	(一) 評価点が 170 点以上の場合	<u>516 単位</u>
(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>534 単位</u>	(二) 評価点が 150 点以上 170 点未満の場合	<u>493 単位</u>
(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>507 単位</u>	(三) 評価点が 130 点以上 150 点未満の場合	<u>482 単位</u>

(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>478 単位</u>	(四) 評価点が 105 点以上 130 点未満の場合	<u>467 単位</u>
(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>381 単位</u>	(五) 評価点が 80 点以上 105 点未満の場合	<u>375 単位</u>
(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>301 単位</u>	(六) 評価点が 60 点以上 80 点未満の場合	<u>295 単位</u>
(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>232 単位</u>	(七) 評価点が 60 点未満の場合	<u>226 単位</u>
第 3 就労継続支援 B 型		第 3 就労継続支援 B 型	
就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）		就労継続支援 B 型サービス費（1 日につき）	
イ 就労継続支援 B 型サービス費（I）		（新設）	
(1) 利用定員が 20 人以下			
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>837 単位</u>		
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>805 単位</u>		
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>758 単位</u>		
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>738 単位</u>		
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>726 単位</u>		
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>703 単位</u>		
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>673 単位</u>		
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>590 単位</u>		
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下			
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>746 単位</u>		
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>717 単位</u>		
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>676 単位</u>		
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>660 単位</u>		
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>637 単位</u>		
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>624 単位</u>		

(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>526単位</u>
(3)	<u>利用定員が41人以上60人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>700単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>674単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>636単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>620単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>600単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>586単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>563単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>494単位</u>
(4)	<u>利用定員が61人以上80人以下</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>688単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>662単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>625単位</u>
(四)	<u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>609単位</u>
(五)	<u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>589単位</u>
(六)	<u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>575単位</u>
(七)	<u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>553単位</u>
(八)	<u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>485単位</u>
(5)	<u>利用定員が81人以上</u>	
(一)	<u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666単位</u>
(二)	<u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>640単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>605単位</u>

(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>		
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>570 単位</u>		
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>557 単位</u>		
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>535 単位</u>		
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>468 単位</u>		
<u>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>		<u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>748 単位</u>	(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>702 単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>716 単位</u>	(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>672 単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>669 単位</u>	(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>657 単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>649 単位</u>	(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>643 単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>637 単位</u>	(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>631 単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>614 単位</u>	(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>611 単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>584 単位</u>	(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>590 単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>537 単位</u>	(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>566 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>666 単位</u>	(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>625 単位</u>
(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>637 単位</u>	(二) <u>平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>598 単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>596 単位</u>	(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u>	<u>584 単位</u>
(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>580 単位</u>	(四) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>572 単位</u>
(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>557 単位</u>	(五) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>551 単位</u>
(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>544 単位</u>	(六) <u>平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合</u>	<u>541 単位</u>
(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>520 単位</u>	(七) <u>平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合</u>	<u>525 単位</u>
(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>478 単位</u>	(八) <u>平均工賃月額が1万円未満の場合</u>	<u>504 単位</u>

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下		(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>625 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>586 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>599 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>562 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>561 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>549 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>545 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>537 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>525 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>518 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>511 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>508 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>488 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>493 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>449 単位</u>	(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>473 単位</u>
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下		(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>614 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>576 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>588 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>552 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>551 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>539 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>535 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>527 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>515 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>508 単位</u>
(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>501 単位</u>	(六) 平均工賃月額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合	<u>498 単位</u>
(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>479 単位</u>	(七) 平均工賃月額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合	<u>484 単位</u>
(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>440 単位</u>	(八) 平均工賃月額が 1 万円未満の場合	<u>464 単位</u>
(5) 利用定員が 81 人以上		(5) 利用定員が 81 人以上	
(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>594 単位</u>	(一) 平均工賃月額が 4 万 5 千円以上の場合	<u>557 単位</u>
(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>568 単位</u>	(二) 平均工賃月額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合	<u>533 単位</u>
(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>533 単位</u>	(三) 平均工賃月額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合	<u>521 単位</u>
(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>518 単位</u>	(四) 平均工賃月額が 2 万 5 千円以上 3 万円未満の場合	<u>510 単位</u>
(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>498 単位</u>	(五) 平均工賃月額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合	<u>491 単位</u>

(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>485 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>482 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>463 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>425 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>448 単位</u>
<u>ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)</u>		<u>ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)</u>	
(1) 利用定員が20人以下		(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>682 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>653 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>613 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>611 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>594 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>572 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>557 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>554 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>532 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>538 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>490 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>516 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下		(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>609 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>584 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>547 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>534 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>532 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>511 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>497 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>494 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>475 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>438 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>461 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下		(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>564 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529 単位</u>

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>541 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>507 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>508 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>495 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>493 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>474 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>461 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>458 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>441 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>445 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>405 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>427 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下		(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>554 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>519 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>530 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>497 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>498 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>485 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>483 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>475 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>465 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>458 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>452 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>449 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>432 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>436 単位</u>
(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>397 単位</u>	(八) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>418 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上		(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>535 単位</u>	(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>501 単位</u>
(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>512 単位</u>	(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>480 単位</u>	(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>468 単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>467 単位</u>	(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>459 単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>449 単位</u>	(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>442 単位</u>
(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>437 単位</u>	(六) 平均工賃月額が1万5千円以上2万円未満の場合	<u>434 単位</u>
(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>417 単位</u>	(七) 平均工賃月額が1万円以上1万5千円未満の場合	<u>421 単位</u>

(ハ) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>384 単位</u>	(ハ) 平均工賃月額が1万円未満の場合	<u>404 単位</u>
ニ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)		(新設)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>584 単位</u>		
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>519 単位</u>		
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>488 単位</u>		
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>479 単位</u>		
(5) 利用定員が81人以上	<u>462 単位</u>		
ホ 就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)		ハ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>530 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>556 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>471 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>494 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>443 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>463 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>434 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>454 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>419 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>438 単位</u>
ヘ 就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)		ニ 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	<u>484 単位</u>	(1) 利用定員が20人以下	<u>506 単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>430 単位</u>	(2) 利用定員が21人以上40人以下	<u>451 単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>398 単位</u>	(3) 利用定員が41人以上60人以下	<u>417 単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>390 単位</u>	(4) 利用定員が61人以上80人以下	<u>408 単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	<u>376 単位</u>	(5) 利用定員が81人以上	<u>394 単位</u>
第4 就労定着支援		第4 就労定着支援	
就労定着支援サービス費(1月につき)		就労定着支援サービス費(1月につき)	
(削る)		イ 利用者数が20人以下	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>3,512 単位</u>	(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>3,449 単位</u>

(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>3,348 単位</u>	(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>3,285 単位</u>
(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,768 単位</u>	(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,710 単位</u>
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,234 単位</u>	(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>2,176 単位</u>
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,690 単位</u>	(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,642 単位</u>
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,433 単位</u>	(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,395 単位</u>
(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>1,074 単位</u>	(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>1,046 単位</u>
(削る)		ロ 利用者数が21人以上40人以下	
		(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>2,759 単位</u>
		(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>2,628 単位</u>
		(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,168 単位</u>
		(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,741 単位</u>
		(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,314 単位</u>
		(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,117 単位</u>
		(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>837 単位</u>
(削る)		ハ 利用者数が41人以上	
		(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	<u>2,587 単位</u>
		(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	<u>2,463 単位</u>
		(3) 就労定着率が8割以上9割未満の場合	<u>2,032 単位</u>
		(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	<u>1,632 単位</u>
		(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	<u>1,232 単位</u>
		(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	<u>1,047 単位</u>
		(7) 就労定着率が3割未満の場合	<u>785 単位</u>
第5 就労選択支援		(新設)	

就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について

※変更部分は下線部

I 労働時間	(評価要素)	
1 日の平均労働時間の状況	・ 1 日の平均労働時間	
(評価の視点)		
「1 日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1 日の平均労働時間」により評価。		
(評価方法)		
前年度において、雇用契約を締結していた利用者※の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における 1 日当たりの平均労働時間数によって 8 段階の評価を行う。		
【現行】		
7 時間以上	: <u>80 点</u>	4 時間以上 4 時間 30 分未満 : 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: <u>70 点</u>	3 時間以上 4 時間未満 : 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: <u>55 点</u>	2 時間以上 3 時間未満 : 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: <u>45 点</u>	2 時間未満 : 5 点
【見直し後】		
7 時間以上	: <u>90 点</u>	4 時間以上 4 時間 30 分未満 : 40 点
6 時間以上 7 時間未満	: <u>80 点</u>	3 時間以上 4 時間未満 : 30 点
5 時間以上 6 時間未満	: <u>65 点</u>	2 時間以上 3 時間未満 : 20 点
4 時間 30 分以上 5 時間未満	: <u>55 点</u>	2 時間未満 : 5 点
※ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に就労継続支援 A 型を利用している者は除く。		

Ⅱ 生産活動	(評価要素)
生産活動収支の状況	・ 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況
(評価の視点)	
生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。	
(評価方法)	
【現行】	
前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点	
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25点	
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5点	
【見直し後】	
前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価の評価。	
前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上である : 60点	
前年度及び前々年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 50点	
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点	
前年度の前年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点	
前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : -10点	
前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満である : -20点	

Ⅲ 多様な働き方	(評価要素) ① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項 ② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員（利用者を除く）として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項 ③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項 ④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項 ⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項 ⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項 ⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項 ⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項
(評価の視点) 利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価を行う。	
(評価方法) 【現行】 <u>任意の5項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2（実績がない場合は1）として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点 【見直し後】 <u>評価項目について規程等（就業規則その他これに準ずるものに限る。）で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</u> 5点以上の場合：15点 3点又は4点の場合：5点 2点以下の場合：0点	

IV 支援力向上	<p style="text-align: center;">(評価要素)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況 ② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況 ③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況 ④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況 ⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況 ⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況 ⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況 ⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況
安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組	<p>(評価の視点)</p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価を行う。</p>
<p>(評価方法)</p> <p>【現行】</p> <p>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>8以上の場合：35点 6又は7の場合：25点 1以上5以下の場合：15点</p> <p>【見直し後】</p> <p>各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>5点以上の場合：15点 3点又は4点の場合：5点 2点以下の場合：0点</p>	

※ Vについては変更なし

V 地域連携活動	<p style="text-align: center;">(評価要素)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無 ・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組
地域連携活動の実施状況	<p>(評価の視点)</p> <p>事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組(地域連携活動)の実施状況により評価を行う。</p>
<p>(評価方法)</p> <p>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</p> <p>1事例以上ある場合 : 10点</p>	

VI 経営改善計画【新規】	(評価要素)
経営改善計画の作成状況	・ <u>経営改善計画の作成及び提出の有無</u>
<p>(評価の視点)</p> <p><u>指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。</u></p>	
<p>(評価方法)</p> <p>【新規】</p> <p><u>経営改善計画の作成状況に基づき評価。</u></p> <p>経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50点</p>	

VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	(評価要素)
利用者の知識及び能力の向上に向けた取組の状況	・ <u>利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価</u>
<p>(評価の視点)</p> <p><u>事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況进行评估する。</u></p>	
<p>(評価方法)</p> <p>【新規】</p> <p><u>前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。</u></p> <p>取組が1以上ある場合 : 10点</p>	

【現行】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 80点	
II 生産活動	5点 ~ 40点	
III 多様な働き方	0点 ~ 35点	
IV 支援力向上のための取組	0点 ~ 35点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	

【見直し後】

項目	点数	
I 労働時間	5点 ~ 90点	
II 生産活動	-20点 ~ 60点	
III 多様な働き方	0点 ~ 15点	
IV 支援力向上	0点 ~ 15点	
V 地域連携活動	0点 ~ 10点	
VI 経営改善計画【新規】	-50点 ~ 0点	
VII 利用者の知識・能力の向上【新規】	0点 ~ 10点	